

受託法人候補者の選定方法について

1 審査方法について

事業計画書その他の応募書類により評価を実施。なお、現在、事業の委託を受けていない法人からの応募や、同じ区に複数の法人から応募があった場合はプレゼンテーションを実施する。また、各圏域において平成 29 年度に運営事業を受託している法人のみの応募であった場合は、提案内容に係る質疑応答を実施します。

2 評価方法について

- (1) 順位点方式による評価を行う。
- (2) 各委員のつけた点数に基づき順位点を付け、その合計が最も少ない団体を候補者とする。
- (3) 順位点の合計が最も少ない団体が複数ある場合は、各委員のつけた点数の合計点が最も多い団体を候補者とする。
- (4) (3) によっても候補者が決定しない場合は、健康福祉局長の裁定により候補者を決定する。
- (5) 点数には最低基準点を設け、各委員のつけた点数の合計が満点の 5 割に満たない場合は候補者として選出しない。
- (6) 評価項目における各小項目において、0 点が付いた団体がある場合は、その取扱いについて評価委員に意見聴取を行い決定する。
- (7) 契約の締結までに候補者と本市との協議が整わない場合、その他、候補者が受託法人として事業を実施することが困難となる事情が生じた場合に備え、次点候補者を決定しておく。

3 評点について

(1) 各委員による評点

・評価の視点に基づき下記のように評点を行う。

ア 優れている	配点に 5/5 を乗じた点数を得点
イ やや優れている	配点に 4/5 を乗じた点数を得点
ウ 平均的である	配点に 3/5 を乗じた点数を得点
エ やや劣っている	配点に 2/5 を乗じた点数を得点
オ 劣っている	配点に 1/5 を乗じた点数を得点
※提案内容に問題がある	0 点

※ 団体の提案に対して、その内容を上記の 5 段階評価で判断し、評点を行う。
著しく提案内容に問題があるものについては、5 段階評価外として 0 点とする。

(2) 順位点

・各委員の評点に基づき下記のように順位点を付ける。

1 位	1 点
2 位	2 点
3 位	3 点
4 位	4 点
・	・
・	・
・	・

※ 順位点合計がもっとも少ない団体を候補者とする。

4 評価項目について

- (1) 選定基準について、5つの大項目に分類する。
- (2) 大項目の一部について、小項目に細分する。
- (3) 各項目について、評価の視点に基づき評価を行う。

5 配点について

利用者に対するサービスの質の確保を優先するため、事業目的の効果的な達成について重点的に配分するとともに、事業の安定的な運営を確実に実施できる能力を求める。

① 事業を安定的に実施する物的及び人的能力	20 点
② 事業目的を効果的達成	55 点
③ 市民の平等利用の確保	5 点
④ 事業経費の縮減	10 点
⑤ 事業実施主体としての総合的な評価	10 点
	計 100 点